

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件六件 四〇六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四〇七
- 特定計量器の定期検査を実施する件 四〇七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 四〇八
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四〇八
- 保安林の指定を解除する予定である件 四〇八
- 保安林の指定をする件 四〇九
- 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 四〇九
- 道路の供用を開始する件 四一〇

公告

- 落札者を決定した件 四二〇
- 随意契約の相手方を決定した件二件 四二〇
- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件二件 四二二
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 四二二

- 指定居宅介護支援事業者を指定した件 四二二
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 四三三
- 指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 四三三
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 四四四
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 四四四
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 四四六
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 四四七
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四四八
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四四八
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 四四九
- 指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 四四九
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 四四九
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四四九
- 障害者自立支援法により指定相談

支援事業者を指定した件 四四

○土地改良事業の工事の完了について届出があった件 四四

○県営土地改良事業の工事が完了した件 四四

○宅地造成等規制法により指定した宅地造成工事規制区域の指定を解除した件 四四

○一般競争入札を行う件三件 四四

福島県病院局

○平成十九年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件 四六

福島県公安委員会

○福島県留置施設視察委員会に関する規則 四六

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 四六

雑報

○宅地建物取引主任者資格試験を実施する件 四六

告示

福島県告示第四百一〇号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成十七年十月二十一日救急病院として認定した。
平成十九年六月一日

名称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平

福島県厚生農業協同 東白川郡塙町大字塙字大町一―五 平成二〇年一〇月二〇日

組合連合会塙厚生病院

(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第四百二〇号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成十九年三月一日救急病院として認定した。
平成十九年六月一日

名称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平

独立行政法人国立病 須賀川市芦田塚一三 平成二二年二月二八日

院機構福島病院

(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第四百三〇号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成十九年三月十五日救急病院として認定した。
平成十九年六月一日

名称 福島県知事 佐藤 雄平
所在地 認定有効期限
医療法人社団小野病 喜多方市字沼田六九九四 平成二十二年三月一四日
院 平成二十二年三月一四日
(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第四百四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成十九年三月二十三日救急病院として認定した。
平成十九年六月一日

名称 福島県知事 佐藤 雄平
所在地 認定有効期限
医療法人那須高原心 白河市白坂三輪台一五 平成二十二年三月二二日
臓消化器研究会新白 平成二十二年三月二二日
河中央病院
(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第四百五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成十九年四月一日救急病院として認定した。
平成十九年六月一日

名称 福島県知事 佐藤 雄平
所在地 認定有効期限
医療法人社団恵周会 白河市六反山一〇一一 平成二十二年三月三二日
白河病院 平成二十二年三月三二日
医療法人社団青空会 南相馬市原町区大町三丁目九七 同
大町病院
(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第四百六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成十九年五月二十一日救急病院として認定した。
平成十九年六月一日

名称 福島県知事 佐藤 雄平
所在地 認定有効期限
ひらた中央病院 石川郡平田村大字上蓬田字清水内四 平成二十二年五月二〇日

福島県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年六月一日から同年七月二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年六月一日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 会津若松市駅前町四十ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平
一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
石川郡玉川村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	七月二日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	玉川村役場
同 郡平田村		七月三日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで	平田村中央公民館
同 郡古殿町		同 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	古殿町公民館
同 郡浅川町		七月四日 午前九時三〇分から	浅川町中央公民館

(健康衛生領域医療看護グループ)

同 郡石川町		同	同	石川町共同福祉施設
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月五日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	七月六日から八月三日 まで（土曜日、日曜日 及び祝祭日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所
		同		

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二 日まで（土曜日、日曜 日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富岡町土地改良区から平成十九年五月十五日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月二十五日認可した。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平
（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区から平成十九年五月二日付けで申請のあった定款の変更について、

平成十九年五月二十五日認可した。
平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平
（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、河東西部地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年六月四日から
同 月二十五日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
大沼郡会津美里町八木沢字萬七沢六六七七（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 解除の理由
林道用地とするため
- 二一 解除予定保安林の所在場所
大沼郡会津美里町八木沢字萬七沢六六七七（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次
のとおり保安林の指定をする。
平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林の所在場所

双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原三の四、六の五、六の一三、一〇八の三、一
〇八の八二、一〇八の八四、一〇八の八五、一一五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、富岡町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対
策グループ及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、
平成十九年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限
度を次のとおり公表する。
平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成十九年度皆伐面積残存許容の限度（単位 ヘクタール）

同一の単位とされる保安林等の名称

残存許容限度

宇多川水源かん養保安林

七六・二五

宇多川土砂流出防備保安林

三六・六七

宇多川干害防備保安林

〇・四八

新田川水源かん養保安林

一八四・〇七

新田川土砂流出防備保安林

一〇三・〇七

新田川干害防備保安林

五・〇〇

請戸川水源かん養保安林

二六三・〇五

請戸川土砂流出防備保安林 二五・三六

請戸川土砂崩壊防備保安林 〇・〇四

請戸川干害防備保安林 四・二二

木戸川水源かん養保安林 三三一・六六

木戸川土砂流出防備保安林 九三・七二

木戸川防風保安林 一・七六

夏井川下流水源かん養保安林 三八二・一七

夏井川下流水源かん養保安林 一三〇・〇七

夏井川下流水源かん養保安林 七・二六

夏井川下流水源かん養保安林 二八七・九六

夏井川下流水源かん養保安林 二九・五〇

夏井川下流水源かん養保安林 三八二・一六

夏井川下流水源かん養保安林 一三九・一一

夏井川下流水源かん養保安林 〇・九二

夏井川下流水源かん養保安林 一七五・一七

夏井川下流水源かん養保安林 三八・六〇

夏井川下流水源かん養保安林 五七九・九四

夏井川下流水源かん養保安林 二六・二四

夏井川下流水源かん養保安林 四・七四

夏井川下流水源かん養保安林 〇・一二

夏井川下流水源かん養保安林 二・九四

夏井川下流水源かん養保安林 七・六〇

夏井川下流水源かん養保安林 二・九四

夏井川下流水源かん養保安林 三五二・〇二

夏井川下流水源かん養保安林 三五・八三

夏井川下流水源かん養保安林 〇・七二

夏井川下流水源かん養保安林 一・二四

夏井川下流水源かん養保安林 一・五八

夏井川下流水源かん養保安林 四・七〇

夏井川下流水源かん養保安林 一五・七〇

夏井川下流水源かん養保安林 三・二〇

夏井川下流水源かん養保安林 八二・五二

夏井川下流水源かん養保安林 九七・五八

夏井川下流水源かん養保安林 〇・四四

夏井川下流水源かん養保安林 三五三・四四

夏井川下流水源かん養保安林 八二・九二

夏井川下流水源かん養保安林 二六二・八〇

夏井川下流水源かん養保安林 〇・五四

夏井川下流水源かん養保安林 五三七・三〇

- 濁川土砂流出防備保安林 四三・七四〇・六二
- 濁川干害防備保安林 一三四・〇〇
- 阿賀川下流水源かん養保安林 九四・七〇
- 阿賀川下流干害防備保安林 五・九〇
- 阿賀川中流水源かん養保安林 七〇九・四三
- 阿賀川中流土砂流出防備保安林 一一三・八六
- 阿賀川中流防風保安林 〇・〇・四
- 阿賀川中流干害防備保安林 一・一六
- 只見川下流水源かん養保安林 四〇二・〇〇
- 只見川下流土砂流出防備保安林 一二七・七六
- 只見川下流干害防備保安林 一・一八
- 阿賀川上流水源かん養保安林 一〇六一・〇九
- 阿賀川上流土砂流出防備保安林 五〇二・〇五
- 只見川上流水源かん養保安林 一、四二七・六八
- 只見川上流土砂流出防備保安林 二四五・六五
- 只見川上流干害防備保安林 五・七六
- 浜通り地区保健保安林 二九・四二
- 中通り地区保健保安林 六・七〇
- 会津地区保健保安林 九八・八八

(森林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県中建設事務所で平成十九年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須賀字石橋一五九番三地 先から 同郡同村大字南須賀字越田五六番一地先 まで	平成十九年 六月一日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第302号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システムに係る機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札により相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システムに係る機器等の賃貸借 一式（保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県総務部財務領域総務予算グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年5月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECリース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 落札金額
271,945,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年3月27日

(財務領域総務予算グループ)

公告第303号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける税務オンラインシステム維持管理業務について、次のとおり任意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 任意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務オンラインシステム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県総務部財務領域総務予算グループ 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター
福島県福島市新町7番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
37,044,000円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(財務領域総務予算グループ)

公告第304号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム保守点検業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県緊急時連絡網システム保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県生活環境部県民安全領域原子力安全グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
福島リコーピー販売株式会社 福島県福島市鎌田字御町21-2
- 5 随意契約に係る契約金額
40,485,540円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(県民安全領域原子力安全グループ)

公告第三百五号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 有限会社三浦瓦工業 代表取締役 三浦 武
- 福島県二本松市遠山五九番地の一
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県二本松市遠山地区
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設（廃瓦類の混練施設）
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
六トン毎日（八時間）

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第三百六号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
飯岡工業株式会社 代表取締役 飯岡 元
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県田村郡小野町大字小野新町字団子田七四番地の一
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
安定型最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の理立処分用の用に供される場所の面積及び埋立容量）
理立地の面積 二九、〇六六平方メートル
埋立容量 二四八、九〇二立方メートル

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第三百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあっては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住	指定年月日	サービスの種類

介護専門店 ハイジ	伊達郡桑折町 北町八八	有限会社地 域サポート 研究所	同 県伊達郡 桑折町伊達崎 字道林一三	同 年 四月一日	同
都路指定訪 問介護事業 所	同 市都路町 古道字寺下五	同	同	同	同
滝根指定訪 問介護事業 所	田村市滝根町 広瀬字針湯五 五	社会福祉法 人田村市社 会福祉協議 会	同 県田村市 船引町船引字 東中子縄七	同	訪問介護
二本松市社 会福祉協議 会入浴ステ ーションあ だち	同 市油井 字砂田一〇一	同	同	同	訪問入浴 介護
会福祉協議 センターと うわ	字蔵下二二				

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
わたり病院介護 支援事業所	福島市渡利字中 江町三四	福島医療生活 協同組合	福島県福島市渡 利字中江町六六	平成一九年 四月三〇日

大越指定居宅介 護支援事業所	田村市大越町上 大越字古川四九 一	社会福祉法人 田村市社会福 祉協議会	同 県田村市船 引町船引字東中 子縄七	同 年 三月二日
常葉指定居宅介 護支援事業所	同 市常葉町常 葉字備前作一五	同	同	同
伊達市梁川居宅 介護支援事業所	伊達市梁川町青 葉町一	伊達市	同 県伊達市保 原町字舟橋一八	同
西郷村指定居宅 介護支援事業所	西白河郡西郷村 大字小田倉字上 川向七六一	西郷村	同 県西白河郡 西郷村大字熊倉 字折口原四〇	同
双葉町在宅介護 支援センター	双葉郡双葉町大 字長塚字矢沢町 三五一一	社会福祉法人 双葉町社会福 祉協議会	同 県双葉郡双 葉町大字長塚字 矢沢町三五一一	同 年 四月一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事 業所の名称	変更後の事 業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	サービ スの種 類
アイリスケ アセンター 南福島	ニチイケア センター南 福島	福島市方木田 字四斗蒔田六 一二二	株式会社ニ チイ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	訪問介護 通所介護 福祉用具 貸与、特 定福祉用 具販売

アイリスケ アセンター 桑野	ニチイケア センター桑 野	郡山市桑野五 丁目四―二〇	同	同	訪問介護	アイリスケ アセンター 鎌田	ニチイケア センター鎌 田	同 市丸子富 塚三五	同 市太平寺 字過吹六―二	同	訪問介護	アイリスケ アセンター 太平寺	ニチイケア センター太 平寺	同 市太平寺 字過吹六―二	同	訪問介護	アイリスケ アセンター わかまつ	ニチイケア センターわ かまつ	会津若松市南 千石町二―二 五	同	訪問介護	アイリスケ アセンター 七日町	ニチイケア センター七 日町	同 市西 七日町六―一 五	同	訪問介護	健康倶楽部 あいづ小規 模生活単位 型短期入所 生活介護 「鶴成館」	健康倶楽部 あいづショ ートステイ 「鶴成館」	同 市門 田町大字飯寺 字村東三〇五 ―二	同	短期入所 生活介護	アイリスケ アセンター 門田	ニチイケア センター門 田	同 市門 田町大字日吉 字小金井一― 一	同	訪問介護	アイリスケ アセンター 桑野	ニチイケア センター桑 野	同	訪問介護
----------------------	---------------------	------------------	---	---	------	----------------------	---------------------	---------------	------------------	---	------	-----------------------	----------------------	------------------	---	------	------------------------	-----------------------	-----------------------	---	------	-----------------------	----------------------	---------------------	---	------	---	----------------------------------	--------------------------------	---	--------------	----------------------	---------------------	-------------------------------	---	------	----------------------	---------------------	---	------

アイリスケ アセンター	ニチイケア センターい	同 市平上 荒川字桜町四	株式会社ニ チイ学館	東京都千代田 区神田駿河台	貸与、特 定福祉用 具販売	アイリスケ アセンター さくた	ニチイケア センターさ くた	同 市咲田二 ―九―八	同	訪問介護	アイリスケ アセンター あさか	ニチイケア センターあ さか	同 市安積町 荒井字漆方二 八―一	同	訪問介護	健康倶楽部 あいづ小規 模生活単位 型短期入所 生活介護 「ファミア ーレ」	健康倶楽部 あいづショ ートステイ 「ファミア ーレ」	同 市安積町 長久保三丁目 三四―五	同	短期入所 生活介護	アイリスケ アセンター いわき	ニチイケア センターい わき	同 市平上 荒川字桜町四 九―一	株式会社ニ チイ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	訪問介護	アイリスケ アセンター 植田	ニチイケア センター植 田	同 市植田 町本町二丁目 四―二―一	同	訪問介護	株式会社カ ーナ	カーナ・ヘ ルパーステ ーション	同 市平赤 井字深田二八	株式会社カ ーナ	福島県いわき 市平赤井字深 田二八	同	訪問介護
----------------	----------------	-----------------	---------------	------------------	---------------------	-----------------------	----------------------	----------------	---	------	-----------------------	----------------------	-------------------------	---	------	--	---	--------------------------	---	--------------	-----------------------	----------------------	------------------------	---------------	--------------------------	------	----------------------	---------------------	--------------------------	---	------	-------------	------------------------	-----------------	-------------	-------------------------	---	------

公告第三百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

医療生協郡山東介護保険センター	郡山市芳賀二丁目一〇―一四	郡山市芳賀三丁目七―二四	郡山医療生活協同組合	福島県郡山市二丁目九―一八
須賀川市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	須賀川市宮先町二五	須賀川市中町六―一	社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会	同 県須賀川市中町六―一
船引指定居宅介護支援事業所	田村市船引町船引字源次郎一三	田村市船引町船引字東中子縄七	社会福祉法人田村市社会福祉協議会	同 県田村市船引町船引字東中子縄七
なみえ指定居宅介護支援事業所	双葉郡浪江町大字高瀬字堀内八	双葉郡浪江町大字川添字葉山五	有限会社なみえライフサポート	同 県双葉郡浪江町大字高瀬字堀内八

（生活福祉領域介護保険グループ）

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション けやきの村	福島市飯坂町中野字高田前二―七	社会福祉法人けやきの村	福島県福島市飯坂町中野字高田前二―七	平成一九年五月一日	介護予防訪問介護
アマカ郡山介護センター	郡山市亀田一丁目二―一四	株式会社H CM	東京都港区東麻布一丁目二	同	同

1	ヴィラクレッド ール三〇六号	特定非営利活動法人フリーフライ	いわき市内郷御厩町四丁目四六―六	福島県いわき市内郷御厩町四丁目四六―六	同	同	同
幸福の家	同 市鹿島町久保一丁目一一―六	小松電工株式会社	同 市鹿島町久保一丁目一一―六	同 市鹿島町久保一丁目一一―六	同	同	同
ライフケア そうま指定 訪問介護事業所	相馬市沖ノ内三丁目六―四	有限会社コソタクト	同 県相馬市小泉字高池四七二―一	同 県相馬市小泉字高池四七二―一	同	同	同
ひもろぎ訪問リハビリテーション	白河市関辺字川前八八	医療法人社団慈泉会	福島県白河市関辺字引目橋三三三	同 県白河市関辺字引目橋三三三	同	同	介護予防訪問リハビリテーション
もみじ薬局 東店	白河市東深仁井田字道山六一四〇	株式会社アイエス	同 市東深仁井田字道山六一四〇	同 市東深仁井田字道山六一四〇	同	同	介護予防居宅療養管理指導
みなと整骨院デイサービス	いわき市小名浜字橋本一七	株式会社みなとトータルサポート	同 県いわき市小名浜字橋本一七	同 県いわき市小名浜字橋本一七	同	同	介護予防通所介護
やました福祉通所介護	同 市錦町中迎一丁目一	伊奈産業株式会社	同 市錦町中央二丁目一四	同 市錦町中央二丁目一四	同	同	同
やました福祉通所介護	同 市内郷綴町大木下一九―一	同	同	同	同	同	同

公告第三百十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(生活福祉領域介護保険グループ)

特定非営利	福島市成川字	特定非営利	同 県福島市	同	年	介護予防
事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日		サービスの種類
シンセイ訪問看護ステーション	いわき市常磐関船町迎一六	医療法人心生会	同 県いわき市常磐関船町迎一六	同 年 一月一日	同	介護予防
郡山東訪問看護ステーション	郡山市芳賀二丁目一〇一	郡山医療生活協同組合	福島県郡山市島二丁目九一八	平成一九年三月三十一日		介護予防訪問看護
源気堂ケア・レンタル	同 市田村町徳定字向前田五	株式会社源気堂	同 市田村町徳定字高畑八二	同		介護予防福祉用具貸与
有限会社福島ウエルフエアサービス	郡山市堤二丁目一七〇大蔵ビル二階	有限会社福島ウエルフエアサービス	同 県郡山市堤二丁目一七〇大蔵ビル二階	同		介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
デイズくみの郷	南相馬市原町区国見町二丁目一三一	株式会社福祉ケアサービス	同 県南相馬市原町区青葉町二丁目一	同		同

二本松市社会福祉協議会	同 市若宮二丁目六九	同	同 市若宮	同		介護予防福祉用具貸与
二本松市社会福祉協議会	同 市上長折字行部内一	同	同	同 年 三月三十一日		介護予防訪問入浴介護
二本松市社会福祉協議会	同 市若宮二丁目六九	同	同 県二本松市若宮二丁目六九	同 年 五月一日		介護予防訪問介護
二本松市社会福祉協議会	同 市上長折字行部内一	同	同	同 年 三月三十一日		介護予防訪問入浴介護
二本松市社会福祉協議会	同 市若宮二丁目六九	同	同 県二本松市若宮二丁目六九	同 年 五月一日		介護予防訪問介護
活動法人よつばのクロバー	五反田九一	活動法人よつばのクロバー	成川字五反田九一	平成一九年三月三十一日		訪問介護
株式会社ユアスタッフ	会津若松市松町一〇二七	株式会社ユアスタッフ	同 県会津若松市松町一〇二七	平成一九年二月三十一日		介護予防福祉用具貸与
合資会社錦尚堂ケアサービスネット	相馬市中村字大手先九	合資会社錦尚堂	同 県相馬市中村字大手先九	平成一九年四月一六日		介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
特定非営利活動法人ライフネット	同 市沖ノ内三丁目六一四	特定非営利活動法人ライフネット	同 市沖ノ内三丁目六一四	同 年 五月一日		介護予防訪問介護
二本松市社会福祉協議会	同 市上長折字行部内一	同	同	同 年 三月三十一日		介護予防訪問入浴介護
二本松市社会福祉協議会	同 市若宮二丁目六九	同	同 県二本松市若宮二丁目六九	同 年 五月一日		介護予防訪問介護
二本松市社会福祉協議会	同 市上長折字行部内一	同	同	同 年 三月三十一日		介護予防訪問入浴介護
二本松市社会福祉協議会	同 市若宮二丁目六九	同	同 県二本松市若宮二丁目六九	同 年 五月一日		介護予防訪問介護

公告第三百十七号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
 平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

（生活福祉領域介護保険グループ）

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
二本松市社会福祉協議会福祉用具センターとうわ	同 市針道字蔵下二二一	同	同	同	同
二本松市社会福祉協議会入浴ステーションあだち	同 市油井字砂田一〇一	同	同	同	介護予防訪問入浴介護
滝根指定訪問介護事業所	田村市滝根町広瀬字針湯五	社会福祉法人田村市社会福祉協議会	同 県田村市船引町船引字東中子縄七	同	介護予防訪問介護
都路指定訪問介護事業所	同 市都路町古道字寺下五	同	同	同	同
介護専門店ハイジ	伊達郡桑折町北町八八	有限会社地域サポート研究所	同 県伊達郡桑折町伊達崎字道林二二	同 年 四月一日	同

アイリスケアセンター南福島	ニチイケアセンター南福島	福島市方木田字四斗時田六一二二	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	介護予防訪問介護
アイリスケアセンターわかまつ	ニチイケアセンターわかまつ	会津若松市南千石町二二二	同	同	介護予防訪問介護
アイリスケアセンター太平寺	ニチイケアセンター太平寺	同 市太平寺字過吹六一二	同	同	同
アイリスケアセンター鎌田	ニチイケアセンター鎌田	同 市丸子富塚三五	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	介護予防訪問介護
医療生協わたり病院老人デイケア	医療生協わたり病院通所リハビリセンター	同 市渡利字中江町三四	福島医療生活協同組合	福島県福島市渡利字中江町六六	介護予防通所リハビリテーション
アイリスケアセンターアセスター七日町	ニチイケアセンターアセスター七日町	同 市西七日町六一一	同	同	介護予防訪問介護
健康倶楽部あいつ小規模生活単位型短期入所生活介護	健康倶楽部あいつショートステイ「鶴成館」	同 市門田町大字飯寺字村東三〇五一二	医療法人社団平成会	福島県大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五	介護予防短期入所生活介護

社会福祉法 人心愛会ホームヘルプ	ハーマネー ほんごう訪 問介護事業	大沼郡会津美 里町字北川原 一四	社会福祉法 人心愛会	福島県郡山市 緑ヶ丘東六丁 目二六―二	介護予防 訪問介護
アイリスケ アセンター ばんげ	ニチイケア センターば んげ	河沼郡会津坂 下町大字宮古 字村西四〇― 三	株式会社ニ チイ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	介護予防 訪問介護 通所介護
常葉指定訪 問介護事業 所	田村市東部 訪問介護事 業所	同 市常葉町 常葉字備前作 一五	同	同	同
大越指定訪 問介護事業 所	田村市南部 訪問介護事 業所	田村市大越町 上大越字古川 四九―二	社会福祉法 人田村市社 会福祉協議 会	福島県田村市 船引町船引字 東中子縄七	同
アイリスケ アセンター 二本松	ニチイケア センター二 本松	二本松市金色 四〇六―一三	同	同	介護予防 訪問介護
アイリスケ アセンター 宇多の郷	ニチイケア センター宇 多の郷	相馬市大曲字 大毛内一四六	同	同	介護予防 訪問介護 通所介護 介護予防 福祉用具 貸与、特 定介護予 防福祉用 具販売
アイリスケ アセンター 西川	ニチイケア センター西 川	同 市堀底 町七	同	同	同
アセンター 須賀川	アセンター須 賀川	一三一―			

公告第三百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

（生活福祉領域介護保険グループ）

サービス 所	所	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称（個人に あつては、 氏名）	事業者の主 たる事務所 の所在地 （個人にあつ ては、住所）	サービス の種類
アイリスケ アセンター 浪江	ニチイケア センター浪 江	双葉郡浪江町 大字権現堂字 上続町一八一 二	株式会社ニ チイ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	同

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称（個人に あつては、 氏名）	事業者の主 たる事務所 の所在地 （個人にあつ ては、住所）	サービス の種類
須賀川市社 会福祉協議 会訪問介護 事業所	須賀川市宮先 町二五	須賀川市中町 六一―	社会福祉法 人須賀川市 社会福祉協 議会	福島県須賀 川市中町六 ―一	介護予防 訪問介護
船引指定訪 問介護事業 所	田村市船引町 船引字源次郎 一三一	田村市船引町 船引字東中子 縄七	社会福祉法 人田村市社 会福祉協議 会	同 県田村 市船引町船 引字東中子 縄七	同
有限会社愛 の里ケアス テーション 陽だまり	河沼郡会津坂 下町市中二番 町甲三六一七 ―二	河沼郡会津坂 下町気多宮字 柳田一〇五九 ―二	有限会社愛 の里	同 県河沼 郡会津坂下 町気多宮字 柳田一〇五 九―二	同
丸光産業株 式会社丸光	西白河郡西郷 村大字米字向	西白河郡西郷 村大字柏野字	丸光産業株 式会社	東京都台東 区東上野三	介護予防 訪問介護

ケアサービス ス白河支店	山一八	鞆石一五一一	丁目一五一 六	介護予防 訪問入浴 介護
なみえ指定 訪問介護事 業所	双葉郡浪江町 大字高瀬字堀 内八	双葉郡浪江町 大字川添字葉 山五五一一	福島県双葉 郡浪江町大 字高瀬字堀 内八	介護予防 訪問介護
なみえ指定 訪問入浴事 業所	同	同	同	介護予防 訪問入浴 介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
白河市 社会福祉協議会 支援事業所	福島県白河 市北中川原 三二三番地	社会福祉法人 白河市 社会福祉協議会	福島県白河 市北中川原 三二三番地	平成一九年 六月一日	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第三百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良事業を行う者の名称 地区名 土地改良事業の種類 施行認可年月日 工事の完了年月日

いわき市 下三坂 基盤整備促進(農業用排水施設及び農道) 平成一〇年一〇月 平成一九年三月五日

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、中塩地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成十九年三月二十七日完了したので公告する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百二十二号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の規定により指定した原町西地区の宅地造成工事規制区域の指定を解除した。この解除に係る関係書類は、福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県相双建設事務所において縦覧に供する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平
(建築領域建築指導グループ)

公告第323号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の件名及び数量
- ア ロータリ除雪車I 2.6m級 1台
 - イ ロータリ除雪車II 2.2m級 1台
 - ウ 除雪グレーターI 3.7m級 1台
 - エ 除雪グレーターII 3.7m級 2台
 - オ 除雪ドーザーI 19t級 1台

- カ 除雪ローザⅡ 19t級 1台
 キ 除雪ローザⅢ 19t級 1台
 ク 除雪ローザⅣ 19t級 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成19年10月26日
- (4) 納入場所

ア 福島県山口土木事務所 (福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)

イ 福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)

ウ 福島県宮下土木事務所 (福島県大沼郡三島町宮下水尻1108番地)

エ 福島県会津若松建設事務所 (福島県会津若松市追手町7番5号)

オ 福島県山口土木事務所 (福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)

カ 福島県南会津建設事務所 (福島県南会津郡南会津町田高字根小屋甲4277番地の1)

キ 福島県猪苗代土木事務所 (福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地)

ク 福島県宮下土木事務所 (福島県大沼郡三島町宮下水尻1108番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件 (平成19年福島県告示第276号) 第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。

(2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年6月27日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局総務管理グループ

電話024-521-7562

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年6月8日午後2時 福島県出納局総務管理

グループ

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年7月12日 福島県出納局総務管理グループ 時間は、入札説明書による (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日午後5時までに必着のこと)。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- | | |
|---|---|
| ① Rotary Snow Plow I (2.6m class) | 1 |
| ② Rotary Snow Plow II (2.2m class) | 1 |
| ③ Snow-removing-motor-grader I (3.7m class) | 1 |
| ④ Snow-removing-motor-grader II (3.7m class) | 2 |
| ⑤ Tractor with Snow Plow I (Wheel type 19t class) | 1 |
| ⑥ Tractor with Snow Plow II (Wheel type 19t class) | 1 |
| ⑦ Tractor with Snow Plow III (Wheel type 19t class) | 1 |
| ⑧ Tractor with Snow Plow IV (Wheel type 19t class) | 1 |

- (2) Time - limit of tender (by hand) : Please refer to the bidding instruction manual. The instruction manual can be obtained either at the orientation meeting to be held prior to the bidding or by mail (contact details below)
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00pm., 11 July 2007
- (4) Time, date & place of the orientation : 2 : 00pm., 8 June 2007
General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government
- (5) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562
(出納局総務管理グループ)

公告第324号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノートパソコン 920台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成19年10月31日
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。
- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」入札参加有資格者として認定されていること。
 - (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年6月26日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局総務管理グループ
電話024-521-7562

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年6月12日午後3時 福島県出納局総務管理グループ
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年7月13日午後2時 福島県出納局総務管理グループ（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal computer 920

(2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m., 13 July 2007

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 12 July 2007

(4) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL. 024-521-7562

(出納局総務管理グループ)

公告第三百二十五号

凍結防止剤散布車の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 買入れをする物品の名称及び数量

凍結防止剤散布車（二トン級） 二台

2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成十九年十月二十六日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる

場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年六月十五日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が

与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四―五二一―七五六一

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年六月八日午後一時 三に掲げる場所に同じ。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年六月二十二日午後一時 三に掲げる場所に同じ。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、入札者に要求される事項

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(出納局総務管理グループ)

福島県病院局

公告第2号

平成19年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成19年6月1日

福島県病院局事業管理者 茂田 士郎

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
作業療法士
- 2 試験期日
平成19年7月5日(木)
- 3 受験申込受付期間
平成19年6月1日(金)から同月28日(木)まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(管理グループ)

福島県公安委員会

福島県留置施設視察委員会に関する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

福島県公安委員会委員長 栗野 章

福島県公安委員会規則第5号

福島県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第22条第1項及び福島県留置施設視察委員条例(平成19年福島県条例第47号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、福島県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)に対する情報の提供その他委員会の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命(補欠の委員の任命を除く。)後最初に開催される委員会の会議において、留置施設(以下「施設」という。)の運営の状況を把握するために必要な次に掲げる事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容定員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理体制

(4) 參觀の許可の状況

(5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は採取の状況

(6) 被留置者に対して講じて保健衛生上及び医療上の措置の状況

(7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による措置の実施状況

(8) 捕縄、手錠、拘束衣、防声具及び保護室の使用状況

(9) 被留置者に対する面会の禁止、一時停止又は制限及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例

(10) 法第229条第1項の規定による審査の申請、法第230条第1項の規定による再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告及び法第233条第1項、第234条第1項又は第235条第1項の規定による苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合
(候補者の上申)

第3条 福島県警察本部長(以下「本部長」という。)は、本部長が別に定めるものから法第21条第2項に規定する者として推薦された者について委員の候補者として福島県公安委員会に上申するものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第5条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、福島県警察本部警務部留置管理課において調製し、保存する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわ

らず、本部長が招集する。

(留置管理課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十二号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八八条、第九九条第一項、第十十条第一項、第十一一条第一項又は第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年六月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

変 更 前	変 更 後	変更年月日
財団法人脳神経疾患研究所附 属南東北病院	財団法人脳神経疾患研究所附 属総合南東北病院	平成一〇年九月一日
財団法人脳神経疾患研究所附 属総合南東北病院 郡山市富久山町八山田字前林 一八番地	財団法人脳神経疾患研究所附 属総合南東北病院 郡山市八山田七丁目一五番 地	平成一一年三月一 三日
社会保険福島二本松病院	社会保険二本松病院	平成一三年四月一日
社会福祉法人三愛福祉会特別 養護老人ホーム愛寿園 福島県須賀川市西川字会の田 一番	社会福祉法人三愛福祉会特別 養護老人ホーム愛寿園 福島県須賀川市吉美根字土橋 一三一番	平成一九年四月一日

雑 報

雑 報

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から福島県報への登載の依頼があったので、

次のとおり登載する。

平成十九年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による福島県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月一日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三澤 眞

一 試験の日時 平成十九年十月二十一日(日)午後一時から午後三時まで(宅地建物

取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)第十条の五第六号

の規定により、登録講習修了者証明書の交付を受けた者(以下「講習修

了者証保有者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで)

二 試験の場所 受験申込受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。ただし、講習修了者証保有者については、

(一)及び(五)に掲げる事項を免除する。

(二) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関するこ

と。

(三) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(四) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

2 出題法令の適用期日 平成十九年四月一日現在施行されている法令

四 試験の方法及び出題数

1 方法 四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数 五十問(講習修了者証保有者については、四十五問)

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み

1 インターネットによる申込み

(一) 試験案内の掲載

ア 掲載期間

平成十九年七月二日(月)から同月十七日(火)まで

イ 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.reio.or.jp>)

(二) 申込期間

平成十九年七月二日（月）午前九時三十分から同月十七日（火）午後九時五十九分まで

(三) 申込方法

ア 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.retio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（講習修了者証保有者については、登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

イ 顔写真ファイル（平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJPG形式のもの）を添付する。

(四) 受験手数料

ア 受験手数料の額

七千円

イ 納入方法

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコンビニエンスストアより納入すること（事務手数料は、本人負担とする。）。

2 郵送による申込み

(一) 試験案内及び受験申込書の配布

ア 配布期間

平成十九年七月二日（月）から同月三十一日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ 配布場所

社団法人福島県宅地建物取引業協会本部及び各支部

(二) 申込期間

平成十九年七月二日（月）から同月三十一日（火）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(三) 提出書類

ア 受験申込書（所定欄に、受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの）

イ 顔写真一葉（平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさのもの。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの）

ウ 講習修了者証保有者については、ア及びイに掲げるもののほか登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施前三年以内のもの）

(四) 受験手数料

ア 受験手数料の額

七千円

イ 納入方法

受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと（振込手数料は、本人負担とする。）。

(五) 郵送先及び郵送方法

社団法人福島県宅地建物取引業協会の福島、郡山、白河、会津若松、相双及びいわきの各支部のいずれかあて、配達記録郵便で申し込むこと。

七 合格発表

1 発表の期日

平成十九年十二月五日（水）

2 発表の方法

福島県土木建築領域、社団法人福島県宅地建物取引業協会の本部並びに福島、郡山、白河、会津若松、相双、いわき、須賀川、伊達、安達及び喜多方の各支部に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人福島県宅地建物取引業協会本部（福島市北五老内町一番三号 法曹ビル）
電話〇二四一五三一―三四四五

（建築領域建築指導グループ）